

岡山県森林審議会議事録

1 開催年月日 令和3年11月29日(月) 14:00~15:35

2 開催場所 ピュアリティまきび 会議室「白鳥」

3 出席者 (出席した委員)

小野泰弘
河野慶治
田中信行
千葉喬三
坪木直文
三木敬臣
諸泉利嗣
山口紀久子
山崎親男
山名千代

13名中10名出席(五十音順)

(事務局)

農林水産部 林政課

林政課長	大倉隆之
総括参事	掛屋晶則
副参事	末永達也
副参事	内海信彦
技師	木家彩華
治山課	総括参事 岡山法真
	総括参事 岡川勝利
	総括副参事 大西俊和

4 欠席した委員

近藤隆則
三木直子
難波靖司

事務局 定刻がまいりましたので、ただいまから岡山県森林審議会を開催させていただきます。
(掛屋総括参事)

開会に当たりまして、農林水産部林政課 大倉課長が挨拶を申し上げます。

県 (大倉課長挨拶)

事務局 本審議会は、本年11月の委員委嘱替えの後、最初の開催となりますので、出席いただいている委員の皆様を配席順に紹介させていただきます。
(掛屋総括参事)

(出席委員の紹介)

なお、本日は、高梁市長の近藤委員、岡山大学大学院 環境生命科学研究科教授の三木直子委員、岡山県自然保護センター所長 難波委員の3名が所用により欠席されています。

続きまして事務局の出席者を紹介申し上げます。

(事務局職員の紹介)

本日の審議会について、皆様には本年11月1日から2年間の任期で委員をお願いしており、就任後、最初の審議会となることから、次第のとおり、始めに森林法第71条の規定に基づき、会長と会長代行を選任していただきます。

その後、森林保全部会の委員を指名していただきますが、部会についても本会に準じて部会長と部会長代行を指名いただきます。

次に、本日の委員定足数について報告いたします。委員定数13名のうち10名の出席をいただいていますので、本審議会は岡山県森林審議会運営規程第2条第2項の規定による開催要件を満たしていることを報告します。

また、本日の森林審議会は、別紙傍聴要領のとおり公開されています。

それでは、これより議事に入らせていただきます。まず、議題の(1)会長及び会長代行の選任について、互選をお願いします。

今回の審議会は、先程申し上げたとおり、委嘱替え後の最初の会議ですので、新たに会長及び会長代行を選出する必要があります。会長及び会長代行については、森林法第71条第1項の規定により、各委員の互選によることとされているので、皆様方から互選していただきたいと思います。

推薦いただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

三木敬臣委員 事務局に案があれば発表していただきたい。

事務局 (掛屋総括参事) ただ今、事務局案をという発言をいただきました。
事務局としては、引き続き、会長を小野委員に、会長代行を千葉委員に
お願いしたいと考えていますが、いかがでしょうか。

全委員 (全員の拍手)

事務局 (掛屋総括参事) それでは、小野委員に会長を、千葉委員に会長代行をお願いすることと
してよろしいでしょうか。今一度、拍手をもって選任の御承認をいただき
たいと思います。

全委員 (全員の拍手)

事務局 (掛屋総括参事) ありがとうございます。それでは、小野委員におかれては審議会会長を、
千葉委員におかれては会長代行の就任についてよろしくお願ひします。
それでは、小野会長には議長席に移動いただき、議事の進行をお願いし
ます。

議長 (小野会長) (会長あいさつ)
それでは、議題(2)の森林保全部会の部会長及び部会長代行、部会の
委員を指名します。

岡山県森林審議会運営規程第3条の規定により設置している森林保全部
会の委員については、森林法施行令第7条の規定により会長が指名するこ
とになっていますので、次の委員にお願いしたいと思います。よろしくお
願ひします。

部会長については、これまで岡山市長会から推薦のあった委員にお願
ひしてきたところであり、森林保全部会の部会長を近藤委員にお願いした
いと思います。

部会長代行を千葉委員にお願いしたいと思います。

森林保全部会の委員を坪木委員、難波委員、三木直子委員、諸泉委員に
お願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

なお、本日欠席の近藤委員、三木直子委員には事務局から連絡願ひます。

次に、森林審議会の議事録署名委員を指名します。

坪木委員と諸泉委員にお願いしたいと思います。

諸泉委員
坪木委員 (了 承)

議長 (小野会長) なお、書記は事務局の内海副参事にお願いします。

事務局 (了承)
(内海副参事)

議長 (小野会長) 本日は、傍聴の希望はありません。
それでは、審議に入らせていただきます。
議題(3)の岡山県知事から諮問がありました、「地域森林計画の変更について」審議します。事務局から説明してください。

事務局 (末永副参事) (「地域森林計画の変更」について)説明)

議長 (小野会長) ただいまの説明について、意見、質問はございませんか。

山崎委員 21ページの計画事項の変更のところで、太陽光発電施設の設置に係る留意事項に関する記述を追加ということだが、線状降水帯などの気候変動によって色々なところで災害が起きていることに留意したい。その箇所に太陽光施設があった場合、廃棄等の処理処分について公害等が出ないように記述がされているのであれば教えてもらいたい。

議長 (小野会長) それでは、山崎委員の太陽光発電に関する質問について、事務局の回答をお願いします。

事務局 (岡川総括参事) 太陽光施設が後々の廃棄物になるのではないか、その対応がどうなっているかについて、林地開発の許可に当たっては、事業者が廃棄に対する予算をしっかりと組むような形で事業計画書を提出するよう指導しているところです。

もう一点、太陽光発電を行う場合は、いわゆるFIT法の認定を受ける必要があります。この事業計画の中で、事業者は廃棄物に対する予算措置として、解体撤去及びそれに伴い発生する廃棄物処理に係る費用の積立が義務化されているところです。

また、2022年度からは廃棄物処理費用の確実な積立を担保するため、10kw以上の全ての太陽光発電については、原則として源泉徴収的な内部積立によるとの新たな制度が開始される予定と聞いています。このような取組によって太陽光発電施設が運用を終わった後も適切に廃棄されるものと考えています。

山崎委員 先般発生した熱海の災害のように、意図的に不適正な、あるいは大きく盛土をした所に設置することが危惧され、下流の皆さん方が非常に不安な生活を強いられるということではいけない。岡山県なりの制約というもの

はできないものか伺いたい。

事務局 太陽光発電の場合、最近では盛土や切土の法面に斜めにパネルを張るとか、経費をもっと落とすため、立木を伐採した自然斜面にそのまま張る様な事例が見受けられます。

このような事例に対応するため、令和元年に岡山県の林地開発許可基準を変更し、斜面にパネルを張る場合には安定計算書を必ず付けて許可申請を出すよう指導しており、それをクリアしたものだけを許可するようにしています。

また、パネルを張ることによって地表面を流れる水が多くなることがあるため、これについては流出係数を変更し、適切な排水施設の大きさになるように設計を変えるよう対応しています。

山崎委員 そのこのところは分かりました。

今言われていることが計画当初からしっかり守られているか、適正に施工されているかということと、往々にしてあるのが、施工するところ、営業するところ、後の保守とか利益を生むところの、それぞれの会社が変わり、なかなか本当のところまで突っ込めないというのがある。

それを我々は知っていながらこういう審査をしているので、県当局としても、県土を守る、県民の命を守ることをしっかり指してものを定めておかないと、とんでもない遺産を後世に残すということだし、これが10年、20年先のことになるので、そのこのところを押さえてどういうケースが適当なのかということ、今一度、積み上げてもらいたい。

議長 事業者が代わるというのが見受けられるというのは、よく知っているが、(小野会長) 他県で厳しくしたら対応出来なくなったという例はありますか。

事務局 基準を厳しくしたので計画を取りやめるという事例は聞いていません(岡川総括参事) が、やはり新しい基準に沿って業者が作りますし、私どもも今年の熱海の件があり、より巡視、他法令と協調した厳しい審査など対応しており、委員が心配のように、許可するだけではなく、最後まで責任を持って巡視をしながら県民の安心安全に努めて参りたいと考えています。

議長 山崎委員が指摘した、事業者が次々に代わるということについては、何か意見はないですか。(小野会長)

事務局 事業者が代わる場合には地位の承継届を出させて、誰から誰に代わったかという手続きをするようになっています。この場合、新しい事業者を県民局に呼び、今回の計画内容、許可条件を示し、変更する場合は適切な手続きをするよう、新しい事業者にも許可条件等をしっかり伝え、計画どお

りの施工をするよう指導しています。

山名委員 令和元年に許可基準が変わったということだが、それ以前のものの管理はどのような形で見ているか。最近でなく前の段階の方が電力の買取金額も大きかったし、制度がきちっとしていなければ、やり方がいように出ていないのかもしれないし、改正以前のことについてもどのように管理されているのかと思います。

議長 (小野会長) 許可の関係は、2年3年伸びて出来ることもある。それも含めて説明をお願いします。

事務局 (大倉林政課長) 山崎委員と山名委員から太陽光発電に関する質問や意見をいただきましたが、本審議会にお諮りしているのは、森林の長期的な取扱を定めた地域森林計画についてです。

今回の説明にはありませんでしたが、既存の地域森林計画においても、太陽光発電など開発をする場合には適切に実施するよう定めており、具体的に、適切な方法で行っているかを森林法に基づく林地開発許可制度の中で審査しています。

地域森林計画においては、単に木を伐って植えてということだけではなく、森林の適正な管理の中には山地災害の発生を防止するという観点も現計画の中で定めており、その計画に基づいて市町村と連携しながら実施しています。

また、過去に整備されたものについて、森林法の中で、林地開発の完了確認までは、管理、巡視など事業者の指導をしております。その後については、通常の施設の運営管理ということになるので、森林法の外にはなりますが、県民の皆様の安全、安心を第一に、法のルールの中で適切に管理されるよう関係部局と連携してまいりたいと考えています。

議長 (小野会長) 山名委員どうですか。

山名委員 法がそれぞれあるのは分かっているので、そういうことを法律毎に分けてしまうと、災害が発生してもどこかということがあります。

今回、太陽光発電というものが入っていたので、お聞きしてみたかったということです。

議長 (小野会長) その他にご意見はございませんか。諸泉委員どうぞ。

諸泉委員 4ページ目に計画案の公告・縦覧を行っているが、どんな形でやってい

るか、例えばWEB上にあげているとか一般の方も見れるのか。

その辺をうまく使わないと、今言ったような議論も一般の方が特に今年関心を持っていることで、具体的な方法、あるいはWEB上であれば閲覧件数とか、質問がなかったということであれば、閲覧件数といった情報は把握しているか。

事務局 (末永副参事) 計画(案)の公告、縦覧についてですが、WEB上ではやっていません。やり方としては、県庁林政課に計画書案を置いて縦覧しています。それと各市町村に計画書案を送り、約一ヶ月の期間、各市町村の窓口で計画書を縦覧していただいています。

諸泉委員 一般の人が見ようと思えば見られるわけですね。

事務局 (末永副参事) 県公報に告示をしています。

諸泉委員 今の問題も含めて、これからは重要な事項になるので、もう少し一般の人に関心を持ってもらうような部分も必要かと思います。

議長 (小野会長) 他にございますか。

坪木委員 今回の計画変更については、上位計画である森林・林業基本計画と全国森林計画の変更を踏まえてということだと認識しているが、17ページで、森林の整備に関する事項の2造林に関する事項の天然更新の関係で、基本的に変更されている内容はこれで全然問題ないと思うが、13ページの天然更新のところすごい量の計画があるが、実際に天然更新がどれだけ適切に図られているか把握しているのであれば教えていただきたい。

事務局 (掛屋総括参事) 天然更新の計画に対してどれだけ実施が図られているかということですが、地域森林計画の実行状況については、5年毎に新たな計画を樹立するというので、樹立の年に前期の5年分の実績を取り纏めることとし、計画期間中の途中経過は把握していませんが、3計画区の前回樹立した際の、前期間の実施状況を申し上げますと、高梁川下流については、前回計画が679haに対して実行が383ha、56%の実行率です。樹立年度が令和2年度であるため、平成28年度から令和2年度の実績を上げています。旭川計画区については平成26年度から30年度までの実績が、計画量773haに対して264ha、34%の実行率、吉井川計画区については平成25年度から29年度までの実績が、計画量1,200haに対して311ha、26%の実行率になっています。

実行率が低い主な理由としては、特に主伐の面積が非常に少ないこと、

これは造林及び保育費用が負担になるため、間伐中心の施業が行われたことなどにより、主伐そのものの実行量が大きく下回っていることから、その更新の手段の一つである天然更新について実行率が低いものとなっています。

坪木委員 基本的に間伐は更新を伴わないので、理由になっていないと思うが、
現地の更新完了調査が行われておらず、経過観察中だとかそんな理由なのか。

事務局 (掛屋総括参事) 5年経過する時点で更新状況を確認するということを県の基準に定めて、把握することになっているので、そういったものが反映されていない数字もあるかと思います。

坪木委員 いかに低コストで効率的な更新を考えた場合、天然更新は非常に重要だから、その辺のところをきっちり見て、私ども国有林としても見ていきたいと思うが、参考までにお聞きした。引き続きよろしくお願いします。

千葉委員 ここで言っている天然更新というのは、施業としてはどういったことをやっているか。要するに木を伐った後、林床を寄せることをやってるのではないのか。積極的に天然更新としての施業を行っているのか。

議長 大倉課長、お願いします。
(小野会長)

事務局 (大倉林政課長) 先ほどの質問とも関連しますが、冒頭、天然更新の計画面量に対して非常に実行率が低いという説明をしたところですが、皆伐の計画面量に対して造林するか天然更新するかという計画面量も定めており、皆伐地が少ないということになれば更新面積も少ないということになるので、計画面量に対して天然更新の実績は少ないということになります。

坪木委員 伐採自体が少ない、主伐をやっていないということですか。

事務局 (大倉林政課長) そういうことです。
また、千葉委員が言われた天然更新作業ですが、県で天然更新の完了基準を設けており、5年経過時点で稚樹がha当たり3,000本としているので、5年を経過するまでに天然更新されているか確認をすとなっており、積極的な地表の搔き起こしとかを全ての更新地で実施するというものではありません。自然力を活用してということを進めているということです。

議長 他に意見はございませんか。

(小野会長) はい、山崎委員。

山崎委員 17ページの2の造林に関する事項の(2)の天然更新に関する指針の中で、前生稚樹の生育状況、母樹林の存在等の対象森林の現状はもとよりとの記述がされているが、母樹林がどこにどれだけあるのかということが、県民の皆さんもご存じないんじゃないかと思っており、どこかに記述されているところがあるのか。

それと表題で水系が3つ示されているが、「高梁川下流」という表現だが、新見なども高梁川下流に当てはまるということか。

千葉委員 これは高梁川上流分の広島県分があり、広島県分を除いたという意味です。

山崎委員 上流部分を除いたという意味ですか。中流はあるんですか。

坪木委員 中流はないです。

千葉委員 広島県から流れてくるので、広島県分は除いたということです。

旭川と吉井川は源流から河口まで岡山県内で一貫しているが、高梁川は広島県から流れてきているので、ここでは外れているということです。

事務局 (大倉林政課長) 母樹については、従来から森林研究所において母樹林を定めているが、その母樹を指すのではなく、制度上は伐採地の近くにある高木性の種子を飛ばすような木を母樹という言葉で示しています。

例えばクヌギの母樹、種を採る木がここにあるというのではなく、施業する山の周辺部分にそういう種を供給するような木があるかないかということをお勘案しようという位置づけであって、施業地毎に状況を見ながら天然更新が図られるかどうかを判断していこうという考え方です。

山崎委員 表記の仕方として区分できないのですか。

坪木委員 種子の供給源、シードソースといった考え方の母樹といううことです。

千葉委員 天然下種のことを言っているわけで、母樹林というのは絞られてきて針葉樹などの精英樹に指定するが、あれなどは厳密に母樹です。

その様なものがないときでも天然下種が可能だと思われるところでは、天然下種でなんとか更新する。

議長 (小野会長) 意見も大分出ましたが、この件につきましてはこのあたりでお諮りしてよろしいでしょうか。

諮問事項の「地域森林計画の変更について」は、いずれも適当であると答申してよろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なし)

議 長 ありがとうございます。それでは、地域森林計画の変更については、「適
(小野会長) 当と認める」で答申します。

議 長 県知事からの諮問に関する審議はこれで終了しましたが、次に議題(4)
(小野会長) の報告事項として、令和2年11月から令和3年11月の間に森林保全部
会で処理した事項を、岡山県森林審議会運営規程第4条第3項の規定によ
り報告願います。
それでは、事務局から説明してください。

事 務 局 (令和3年10月4日開催の森林保全部会の処理事項について説明)
(末永副参事)

議 長 ただいまの報告事項について、何か質問はございますでしょうか。
(小野会長)

各 委 員 (特に意見なし)

議 長 特に、質問等がないようですので、以上で審議事項を終了し、事務局に
(小野会長) お返しします。
皆様の協力により議事が滞りなく進みまことに感謝を申し上げます。
ありがとうございます。

【その他（参考協議事項）】

事務局 それでは、最後に「その他」として、森林計画制度の運用見直しの概要
(掛屋総括参事) について説明させていただきます。

事務局 (森林計画制度の運用の見直しの概要について説明)
(掛屋総括参事)

事務局 以上、簡単ですが森林計画制度の運用見直しについて説明を終わらせて
(掛屋総括参事) いただきます。委員の皆様から、意見や質問がありましたらお願いします。

田中委員 森林の更新というのは、SDGsの観点からいうと、伐って、使って、
植えて、育てるという、植えるというところがあって初めて資源の循環が
なされるわけだから、天然更新はどっちかというところからかというイ
メージがあるので、確実に伐採と植林を、県としても厳しく指導してい
ただき、森林の持続可能な、持続可能な森林を維持していくというところ
に力を入れていただきたいので、よろしくお願いします。

千葉委員 岡山県においては、伐採するときは必ず植栽を指導した方がいいと思う。
経費がかかるとかで伐りっぱなしというのは出てきます。先ほど伐採者
と造林者を分けるという話があったが、伐採者は伐った後、何も手当てし
ないということが往々にしてあるので、伐採に当たってはできるだけ植栽
を指導する。義務づけるのは大変だから指導するくらいのことをやられた
方がいいと思います。

ヨーロッパとかカナダの森林を見ていると、伐った後は天然更新してい
きます。そういう自然と日本の自然は違って、伐って放っておくと他の樹
種が入ってきて、下種しても更新しない。岡山県の場合は、積極的に植栽
させることを基本にされた方がいいと思います。

山名委員 27ページのところにアカマツの天然下種とあるが、種を播くのですか。

千葉委員 播くのではない、落ちてきた種ということです。

山名委員 コウヨウザンというのは広葉樹ですか、針葉樹ですか。

坪木委員 針葉樹です。

千葉委員 コウヨウザンは日本にないことはないが、ほとんどゼロに等しいです。
最近はスギに代わるということで、中国ではコウヨウザンを使っているん

ですが、中国の人に言わせると、材はコウヨウザンしか使えない、日本のスギが使いたくて仕方ないと言う。

坪 木 委 員 早生樹で一部、今、広島とかで試験地でやっている。

山 名 委 員 アカマツなど枯れたマツがかなりあるが、その枯れた木の中にアカマツの種が勝手に落ちて生育するのはなかなか難しいですか。

千 葉 委 員 アカマツの天然更新でも、種は確かに落ちてくると思うが、落ちた種が地について生長しないといけない。そのためには地搔きといって林床の掃除をしないといけないんですが、なかなか出来ない。

昔のように下草を採るとか、灌木を伐って燃料に使ってたときには、掃除したように林床が綺麗だから生えやすい。マツの種はものすごく小さいので、生長するまでに他の木に覆い被せられると死んでしまう。だから、アカマツの天然更新は、落ちた種が全部定着するまで施業で手伝う大変な仕事をしなければならない。もしそれが出来れば松茸もどんどん生える。

事 務 局 千葉委員から人工造林地の伐採の後には植栽をとという意見をいただきました
(大倉林政課長) した。

今回は、全国森林計画に即して策定した地域森林計画の変更案を示しています。一方、県においては、令和2年3月に改訂した森林・林業ビジョンでは、人工林のうち、3分の2については経営に適した人工林に区分しており、この人工林では、伐った後にスギ・ヒノキによる再造林を進めることとしています。

残り3分の1の、道から遠いとか山の天辺にあるといった経営に適さない人工林については、択伐、間伐をして針広混交林に誘導し、公益的機能を担保しながら森林を守っていくよう進めていくこととしています。

コウヨウザンの話がありましたが、県においては花粉の発生源対策も一生懸命進めており、少花粉スギ、ヒノキをしっかりと植えながら人工林としての経営を成り立たせるようにということで考えています。

コウヨウザンについては、近県では広島県にかなり昔から植栽されたものが団地として成林しているということですが、岡山県内では単木的にあるため、これを造林樹種として扱うとなれば、県内で生育し、用材として活用できるか、少し息の長い調査研究が必要になってくるので、少花粉スギ、ヒノキで植え替えし、ヒノキ生産量トップクラスというものを守っていきながら、林業の成長産業化と公益的機能の確保の両輪で進めてまいります。

事 務 局 それではこれもちまして、岡山県森林審議会を終了させていただきます
(掛屋総括参事) す。本日は、長時間にわたり審議いただき、誠にありがとうございました。